

## 【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 令和4年11月7日（月） 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場 2階 中会議室

3. 出席委員（12名）

農業委員

4番 鷹巣 礼子（会長）  
10番 松田 護（副会長）  
1番 井上 宗利  
2番 井上 重誠  
5番 井上 勘次  
6番 村瀬 久美子  
8番 葉山 繁美  
9番 三代 由美子  
11番 柳池 達美  
12番 合屋 義彦

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則  
川内 行雄

4. 欠席委員（2名）

3番 平井 眞澄  
7番 城戸 一寿

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画について

議案第2号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について（1件）

報告第1号 農地法第4条による農地転用届出について（1件）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 松熊 大  
事務局員 吉村 淳子  
事務局員 東 輝和

<p>議 長</p>	<p><b>【開会のあいさつ】</b></p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和4年11月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、3番 平井 眞澄 委員、7番 城戸 一寿 委員の欠席がありますが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p><b>【議事録署名人の指名】</b></p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>9番： 三代 由美子 委員</p> <p>12番： 合屋 義彦 委員 をお願いします。</p> <p><b>【会議書記の指名】</b></p> <p>また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。</p> <p><b>【日程の説明】</b></p> <p>本日の日程についてですが、議案第1号、第2号について審議し、その後報告1号を受けて散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】</b></p> <p>議案の説明に入ります前に、皆さまにお知らせいたします。</p> <p>審議番号5については、鷹巣会長、審議番号38については、松田副会長の本人または関係者が申請人となります。</p>

これは「農業委員会法第 31 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 10 条、議事参与の制限」の規定に該当します。事務局説明の間はそのままで結構ですが、採決時には退室いただくこととなります。議長からご案内しますので、その際は退室をお願いいたします。

それでは、事務局より説明いたします。議案第 1 号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）38 件となります。

議案書は 1 ページをご覧ください。

篠栗町長より、令和 4 年 1 月 25 日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、更新件、合計面積 85,727 m<sup>2</sup> (8.5ha) です。

#### 【議案書の朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

	<p>以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p><b>【議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 採決】</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第 1 号について審議、採決いたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 1 号の審議番号 1～4、6～37 について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号 1～4、6～37 は、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>次に審議番号 5 について審議、採決いたしますので、私が退室いたします。議長の代理を松田副会長にお願いします。</p> <p><b>【鷹巣 会長 退室】</b></p>
議長 (副会長)	<p>議案第 1 号の審議番号 5 について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p>

	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 1 号の審議番号 5 について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号 5 については原案のとおり決定いたします。</p> <p>鷹巣会長は入室してください。</p> <p><b>【鷹巣 会長 入室】</b></p>
議長	<p>次に審議番号 3 8 について審議、採決いたしますので、松田副会長は退室をお願いします。</p> <p><b>【松田 副会長 退室】</b></p> <p>議案第 1 号の審議番号 3 8 について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 1 号の審議番号 3 8 について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号 3 8 については原案のとおり決定いたします。</p> <p>松田副会長は入室してください。</p>

	<p>【松田 副会長 入室】</p>
議 長	<p>【議案第 2 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について 審議】</p> <p>それでは、議案第 2 号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第 2 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について 説明】</p> <p>それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について説明いたします。まずは、この制度について簡単にご説明いたします。</p> <p>被相続人から農地等を相続した際、場合によっては相続税が発生します。この相続税の納付を猶予し、猶予後も一定の要件を満たせばその猶予した税額を免除するという税法上の制度です。これを「相続税の納税猶予の特例」と言います。</p> <p>この特例の適用を受けようとする場合、相続発生後 10ヶ月以内に、税務署に対し申告しなければなりません。その際農業委員会が発行した「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を資料として添付することとなっております。そのため今回適格者証明願の申請があったものです。</p> <p>では、一体どういった点について、農業委員会は適格者として証明するのか、ということですが、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被相続人が死亡の日まで農業を営んでいた人であること。</li> <li>2 被相続人から相続した農地について、相続人が申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人であること。</li> <li>3 被相続人が農業の用に供していた農地等で、相続税の申告期限までに遺産分割協議されたものであること。</li> </ol>

以上の点が特例の適用を受けようとする相続人に、求められる要件となります。税務署では把握しきれないため農業委員会が適格者かどうかについて審議し、適格者証明書の発行を行うこととなります。

今回、税務署に対して申告したからといって、税の納付義務がなくなった訳ではなく、あくまでも要件を満たしている間は「猶予します。」というものですので、例えば、農地として営農していない事となると、納税猶予から除外され、本税と利子税を一括で納付を求められることとなります。このため3年毎に、「特例の適用を受けるための継続届出書」を税務署に提出する必要がありますし、この継続届出書には、再度農業委員会の証明が必要となります。また税務署から農業委員会に対し、営農実態の調査依頼なども行われています。

要件を満たしていれば免除されますが、要件を欠くと一括で納付してください。という税法上の制度となります。

それでは、今回の申請について説明いたします。

議案書は16ページをご覧ください。

#### 【議案書の朗読】

令和4年10月14日付で申請を受け付けたものです。

申請に必要な添付書類については全て具備されており、中身の審査においても何ら問題はありませんでした。また申請地についても、現地確認の結果、耕作により適正に管理されております。

事務局の説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

	<p>議案第2号について地元農業委員の井上勘次委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
<p>5番 (井上勘委員)</p>	<p>同居されていて、被相続人と農業をおこなってありました。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について 採決】</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>議案第2号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、原案のとおり決定し証明書を発給することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【出席委員全員賛成】</b></p> <p>全員賛成により、議案第2号は原案のとおり決定し、証明書を発給することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について 報告】</b></p> <p>それでは、報告第1号について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について 報告】</b></p> <p>はい、それでは報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について報告します。</p> <p>議案書20ページをご覧ください。令和4年10月12日に受理したものです。</p>



	<p><b>【報告第1号 朗読】</b></p> <p>申請地は市街化区域ですので、農地法第4条による農地転用届出を受けたものです。都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認しております。</p> <p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に報告第1号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【意見、質問等なし】</b></p> <p>報告第1号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【事務連絡】</b></p> <p>・今後の予定について</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p><b>【特に意見等なし】</b></p> <p>それでは、これで令和4年11月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>